

熊本市私立幼稚園就園奨励費交付事業の実施に関する規則〔保育幼稚園課〕

平成28年3月31日

規則第67号

(目的)

第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき設置された私立幼稚園(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に規定する特定教育・保育施設を除く。)の設置者(以下「設置者」という。)が、園児(当該施設に在籍する子どもをいう。以下同じ。)に係る入園料及び保育料の減免を実施する場合に、その設置者に対して当該減免に係る補助金(以下「就園奨励費」という。)を交付する私立幼稚園就園奨励費交付事業を行うために必要な事項を定めることにより、園児の保護者の経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(支給の対象等)

第2条 市長は、市長が別に定める要件を満たす者に対し、予算の範囲内において、就園奨励費の交付を行うことができる。

2 就園奨励費の額、その算定方法その他の交付の内容は、市長が別に定める。

(申請)

第3条 本事業による就園奨励費の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(審査等)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、審査を行い、適当と認めるときは、申請者に対して就園奨励費の交付の決定を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する交付の決定に当たっては、必要な条件を付することができる。

(届出)

第5条 前条第1項の規定により就園奨励費の交付の決定を受けた者(以下「受給者」という。)が第2条第1項に規定する要件に該当しなくなったときその他市長が別に定める要件に該当したときは、受給者が速やかに市長に届け出なければならない。

(決定の取消し)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、就園奨励費の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 受給者が第2条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により就園奨励費の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める要件に該当するとき。

(返還)

第7条 市長は、前条第2号の規定に該当するときその他市長が別に定める要件に該当するときは、その者に対し、交付した就園奨励費の全部又は一部の返還を求めることができる。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

熊本市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

| | | | | |
|----|-------|-----|-----|-------------|
| 制定 | 平成21年 | 4月 | 1日 | 市長決裁 |
| 改正 | 平成22年 | 4月 | 1日 | 子ども未来局長決裁 |
| | 平成22年 | 10月 | 1日 | 保育幼稚園課長決裁 |
| | 平成23年 | 4月 | 1日 | 子ども未来局長決裁 |
| | 平成24年 | 4月 | 1日 | 健康福祉子ども局長決裁 |
| | 平成24年 | 9月 | 1日 | 保育幼稚園課長決裁 |
| | 平成24年 | 11月 | 29日 | 市長決裁 |
| | 平成25年 | 5月 | 17日 | 健康福祉子ども局長決裁 |
| | 平成25年 | 8月 | 20日 | 保育幼稚園課長決裁 |
| | 平成26年 | 4月 | 30日 | 健康福祉子ども局長決裁 |
| | 平成27年 | 4月 | 24日 | 健康福祉子ども局長決裁 |

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき設置された私立幼稚園(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に規定される特定教育・保育施設を除く。)の設置者(以下「設置者」という。)が、当該施設に在園する園児の保護者に対し、入園料及び保育料(以下「保育料等」という。)の減免を実施する場合に、熊本市から私立幼稚園就園奨励費補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、保護者の負担軽減を図り、もって幼稚園教育の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 園児 熊本市に居住し、学校教育法第1条に規定する幼稚園に在園する3歳児、4歳児、5歳児及び満3歳児(当該年度の4月1日に3歳未満であって、当該年度中に3歳の年齢に達した幼児をいう。)をいう。
- (2) 保育料等 第1条に規定する設置者が定める学則又は園則に規定された入園料、入園料、授業料又は保育料をいう。
- (3) 幼稚園等 学校教育法第1条の幼稚園、同法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第2項に規定する家庭的保育事業等、同法第39条第1項の保育所、同法第43条の5の情緒障害児短期治療施設の通所部又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第7条第1項の認定こども園、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条第4項の特例保育をいう。
- (4) 児童発達支援等 児童福祉法第6条の2第2項の児童発達支援及び同条第3項の医療型児童発達支援をいう。

2 前項第1号に規定する3歳児、4歳児、5歳児の年齢計算は、当該年度の4月1日現在の満年齢とする。

(補助対象事業)

第3条 市長は、幼稚園の設置者が当該幼稚園に在園する園児の保護者に対して実施する保育料等の減免事業に対し、補助金を交付するものとする。

2 前項の補助金は、当該幼稚園に在園する当該減免に該当する各園児の属する世帯ごとに、別表第1又は別表第2に掲げる補助対象世帯の所得割額の区分に応じ、補助限度額の範囲内の額において算定された額の合計額とする。

3 第1項の保育料等の減免事業は、補助を受ける年度中(第9条の規定による補助金の交付決定前の期間を含む。)において、幼稚園の設置者が実施する減免事業とする。

(補助の対象とすることができる世帯)

第4条 前条の補助金の額の算定に含めることができる世帯(以下「補助対象世帯」という。)は、当該年度の市町村民税の所得割額(住宅借入金等特別控除等適用前の額)が別表第1の表に掲げる所得割額に該当する世帯とする。

(補助金の算定及び額)

第5条 第3条第2項の規定に基づき、当該対象となる世帯が小学校1年生から小学校3年生までの兄又は姉を有しない場合の補助額は、別表第1(1)の表に掲げる補助限度額の範囲内の額とする。

- 2 前項の場合において、当該幼稚園以外の幼稚園等に入園し、若しくは入所し、又は児童発達支援等を利用する就学前児童の兄又は姉を1人有する世帯の補助額は、別表第1(1)の第2子の区分の補助限度額の範囲内の額とし、当該幼稚園以外の幼稚園等に入園し、若しくは入所し、又は児童発達支援等を利用する就学前児童の兄又は姉を2人以上有する世帯の補助額は、別表第1(1)の第3子以降の区分の補助限度額の範囲内の額とする。
- 3 第3条第2項の規定に基づき、当該対象となる世帯が小学校1年生から小学校3年生までの兄又は姉を有する場合の補助額は、別表第1(2)の表に掲げる補助限度額の範囲内の額とする。
- 4 前項の場合において、小学校1年生から3年生までの兄又は姉を1人有し、かつ当該幼稚園以外の幼稚園等に入園し、若しくは入所し、又は児童発達支援等を利用する就学前児童の兄又は姉を1人以上有する世帯の補助額は、別表第1(2)の第3子以降の区分の補助限度額の範囲内の額とする。
- 5 前2項の規定にかかわらず、当該幼稚園に就園している園児のみで別表第1(1)の表の区分に応じ算出された補助額の総額を保育料等から控除した額が、別表第1(2)の表を適用し、算出された補助額の総額を保育料等から控除した額を下回るときは、別表第1(1)の表に基づき、補助額を算出するものとする。
- 6 別表第1に規定する補助限度額は、年額とする。

(中途入退園者の補助限度額の算定)

第6条 前条の規定にかかわらず、中途入退園者にあつては、別表第2の補助対象世帯の区分に応じ、当該幼稚園に在園している月数に該当する額を補助限度額とする。

- 2 前項の場合において、中途入退園者の補助限度額は、前条の別表第1(1)の表に該当する補助対象世帯については別表第2(1)(2)(3)、前条の別表第1(2)の表に該当する補助対象世帯については別表第2(4)(5)の表に基づき、補助限度額を算出するものとする。

(保育料等減免に関する調書の提出)

第7条 補助金の交付を受けようとする設置者(以下「申請者」という。)は、保育料等減免に関する調書(様式第1号。以下「調書」という。)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 学則、園則その他の入園料及び保育料の額を明らかにする書類
- (2) 当該幼稚園に在園する園児の属する世帯の補助限度額の算定に必要な住民税額が分かる書類であつて、市民税の課税(非課税)証明書、市民税・県民税特別徴収税額の通知書(写)、市民税・県民税の納税通知書(写)等

- 2 前項第2号の規定にかかわらず、熊本市において住民税額が確認できる場合は、当該減免を決定するのに必要な住民税額が分かる書類の提出を省略することができる。

- 3 第1項に規定する調書等(中途入園者に係るものを含む。)の提出に関する事項は、別に定める。

(補助金の申請)

第8条 申請者は、熊本市私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書(様式第2号。以下「申請書」という。)に熊本市私立幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書(様式第3号)を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する申請書の提出期限は、10月末日とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(補助金の決定及び通知)

第9条 市長は、前条第1項の書類の提出を受けた場合において、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、熊本市私立幼稚園就園奨励費補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(保護者への周知)

第10条 前条の決定を受けた申請者は、第3条に規定する補助対象事業に関わる減免の申請を行った当該幼稚園に在園する園児の保護者に対して、速やかに保育料等の減免実施の可否を該当保護者に対し通知しなければならない。

(計画変更の申請等)

第11条 申請者は、第9条により交付決定された補助金に係る補助対象事業の内容の変更等をする場合は、熊本市私立幼稚園就園奨励費補助金変更交付申請書(様式第7号)に第7条第1項第2号に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の書類の提出を受けたときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

- 3 市長は、前項に規定する補助金の交付の決定の取り消し、又は変更の決定を行った場合は、熊本市私立幼

園就園奨励費補助金交付変更通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

（関係書類の整備及び検査）

第12条 申請者は、当該補助金の対象となる補助対象世帯に対し、保育料等の減免を実施したことを明らかにする確認書（様式第11号）その他補助事業に係る経費の収支を明らかにする書類等を常に整備しておかなければならない。

2 前項に規定する書類は、事業の完了した日又は廃止した日の属する年度の翌年度の初日から起算し、5年を経過する日まで保存しなければならない。

3 市長は、必要に応じて、前2項に規定する書類を検査することができる。

（実績報告）

第13条 申請者は、事業を完了した日から起算し、15日を経過した日又は平成26年3月31日のいずれか早い日までに熊本市私立幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の規定により実績報告を受け、その報告に係る補助事業が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、熊本市私立幼稚園就園奨励費補助金交付確定通知書（様式第10号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第15条 補助金は、前条により確定した額を補助事業の終了後に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業の性質上その年度途中で交付することが適切と認めるときは、第9条により交付決定した額を超えない範囲で概算交付できるものとする。

3 前項の概算交付を受けるようとする申請者は、熊本市私立幼稚園就園奨励費補助金概算交付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の補助金概算交付申請書を受け、その必要性を認めるときは、概算交付額を決定し、熊本市私立幼稚園就園奨励費補助金概算交付通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

5 市長は、申請者が概算交付を受けた場合、前条に規定する補助金の額の確定を受けた後に、確定した補助金の額から概算交付を受けた額を減じた額を交付するものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、熊本市私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月29日から施行する。

この要綱による改正後の第7条第3項の規定は、平成24年度以降の入園者に係る調書等（既に提出のあったものを除く。）について適用する。

附 則

この要綱は、平成25年5月17日から施行し、この要綱による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成25年度以降の入園者に係る減免について適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月30日から施行し、この要綱による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成26年度以降の入園者に係る減免について適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月24日から施行し、この要綱による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成27年度以降の入園者に係る減免について適用する

別表第1（第3条・第4条・第5条関係）

補助限度額

(1)

| 区 分 補助対象世帯 | | 第1子 | 第2子 | 第3子以降 |
|---------------|--|------------------------------------|---------------------------|---------------------------|
| | | 1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長の園児 | 同一世帯から2人以上就園している場合の次年長の園児 | 同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児 |
| | 生活保護法の規定による保護を受けている世帯 | 308,000円 | | |
| | 平成27年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯及び市町村民税の所得割が非課税となる世帯 | 272,000円 | 290,000円 | 308,000円 |
| | 平成27年度に納付すべき市町村民税の所得割額が別表第1(3)の区分A以下の世帯 | 115,200円 | 211,000円 | 308,000円 |
| | 平成27年度に納付すべき市町村民税の所得割額が別表第1(3)の区分B以下の世帯 | 62,200円 | 185,000円 | 308,000円 |
| | 上記区分以外の世帯 | - | 154,000円 | 308,000円 |

(2)

| 区 分 補助対象世帯 | | 第2子 | 第3子以降 |
|---------------|--|---------------------------------------|--|
| | | 小学校1～3年生の兄又は姉を1人有しており、就園している場合の最年長の園児 | 小学校1～3年生の兄又は姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1～3年生に兄又は姉を2人以上有している園児 |
| | 生活保護法の規定による保護を受けている世帯 | 308,000円 | 308,000円 |
| | 平成27年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯及び市町村民税の所得割が非課税となる世帯 | 290,000円 | 308,000円 |
| | 平成27年度に納付すべき市町村民税の所得割額が別表第1(3)の区分A以下の世帯 | 211,000円 | 308,000円 |
| | 平成27年度に納付すべき市町村民税の所得割額が別表第1(3)の区分B以下の世帯 | 185,000円 | 308,000円 |
| | 上記区分以外の世帯 | 154,000円 | 308,000円 |

備考

- 1 補助対象世帯の課税額の算定は、当該園児と同一世帯に属して生計を一にしている父母の所得割額の合計額によるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、国が定める当該年度の生活保護基準額表の第1類及び第2類により当該世帯の基準額として積算した額より父母の前年中の所得額の合計額が下回る場合は、補助対象世帯の課税額の算定は、当該園児と同一世帯に属して生計を一にしている父母以外の扶養義務者の全ての者の所得割額の合計額によるものとする。

| 区分 | 19歳未満の扶養親族の数 (H8.1.2以降生まれ) | | | 基準額(上限額) | |
|---|---|-------------------------|-----------------------------------|--------------------|---------|
| | | 16歳未満 (H11.1.2以降生まれ) | 16歳以上19歳未満 (H8.1.2~H11.1.1生まれ) | 市町村民税所得割課税 額(円) | |
| A | 0人 | 0人 | 0人 | 34,500 | |
| | 1人 | 1人 | 0人 | 55,800 | |
| | 2人 | 1人 | 1人 | 66,900 | |
| | | 2人 | 0人 | 77,100 | |
| | 3人 | 1人 | 2人 | 78,000 | |
| | | 2人 | 1人 | 88,200 | |
| | | 3人 | 0人 | 98,400 | |
| | 4人 | 1人 | 3人 | 89,100 | |
| | | 2人 | 2人 | 99,300 | |
| | | 3人 | 1人 | 109,500 | |
| | | 4人 | 0人 | 119,700 | |
| | 5人以上 34,500円に次の、の合計を加えた額以下 16歳未満の扶養親族の数×21,300円 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円 | | | | |
| | B | 0人 | 0人 | 0人 | 171,600 |
| 1人 | | 1人 | 0人 | 191,400 | |
| 2人 | | 1人 | 1人 | 198,600 | |
| | | 2人 | 0人 | 211,200 | |
| 3人 | | 1人 | 2人 | 205,800 | |
| | | 2人 | 1人 | 218,400 | |
| | | 3人 | 0人 | 231,000 | |
| 4人 | | 1人 | 3人 | 213,000 | |
| | | 2人 | 2人 | 225,600 | |
| | | 3人 | 1人 | 238,200 | |
| | | 4人 | 0人 | 250,800 | |
| 5人以上 171,600円に次の、の合計を加えた額以下 16歳未満の扶養親族の数×19,800円 16歳以上19歳未満の扶養親族の数× | | | | | |

| | |
|-----|---------|
| (3) | 7,200 円 |
|-----|---------|

別表第 2 (第 3 条・第 6 条関係)

補助限度額

(1) 別表第 1 (1) の第 1 子に該当する補助対象世帯

単位 : 円

| 月数 | 別表第1(1)の に該当する補助対象世帯 | | 別表第1(1)の に該当する補助対象世帯 | | 別表第1(1)の に該当する補助対象世帯 | | 別表第1(1)の に該当する補助対象世帯 | |
|------|----------------------|---------|----------------------|---------|----------------------|---------|----------------------|--------|
| | 入園料有 | 入園料無 | 入園料有 | 入園料無 | 入園料有 | 入園料無 | 入園料有 | 入園料無 |
| 1カ月 | 82,100 | 25,700 | 72,500 | 22,700 | 30,700 | 9,600 | 16,600 | 5,200 |
| 2カ月 | 102,700 | 51,300 | 90,700 | 45,300 | 38,400 | 19,200 | 20,700 | 10,400 |
| 3カ月 | 123,200 | 77,000 | 108,800 | 68,000 | 46,100 | 28,800 | 24,900 | 15,600 |
| 4カ月 | 143,700 | 102,700 | 126,900 | 90,700 | 53,800 | 38,400 | 29,000 | 20,700 |
| 5カ月 | 164,300 | 128,300 | 145,100 | 113,300 | 61,400 | 48,000 | 33,200 | 25,900 |
| 6カ月 | 184,800 | 154,000 | 163,200 | 136,000 | 69,100 | 57,600 | 37,300 | 31,100 |
| 7カ月 | 205,300 | 179,700 | 181,300 | 158,700 | 76,800 | 67,200 | 41,500 | 36,300 |
| 8カ月 | 225,900 | 205,300 | 199,500 | 181,300 | 84,500 | 76,800 | 45,600 | 41,500 |
| 9カ月 | 246,400 | 231,000 | 217,600 | 204,000 | 92,200 | 86,400 | 49,800 | 46,700 |
| 10カ月 | 266,900 | 256,700 | 235,700 | 226,700 | 99,800 | 96,000 | 53,900 | 51,800 |
| 11カ月 | 287,500 | 282,300 | 253,900 | 249,300 | 107,500 | 105,600 | 58,100 | 57,000 |
| 全 額 | 308,000 | 308,000 | 272,000 | 272,000 | 115,200 | 115,200 | 62,200 | 62,200 |

(2) 別表第1(1)の第2子に該当する補助対象世帯

単位：円

| 月数 | 別表第1(1)の に該当する補助対象世帯 | | 別表第1(1)の に該当する補助対象世帯 | | 別表第1(1)の に該当する補助対象世帯 | | 別表第1(1)の に該当する補助対象世帯 | | 別表第1(1)の に該当する補助対象世帯 | |
|------|----------------------|---------|----------------------|---------|----------------------|---------|----------------------|---------|----------------------|---------|
| | 入園料有 | 入園料無 | 入園料有 | 入園料無 | 入園料有 | 入園料無 | 入園料有 | 入園料無 | 入園料有 | 入園料無 |
| 1カ月 | 82,100 | 25,700 | 77,300 | 24,200 | 56,300 | 17,600 | 49,300 | 15,400 | 41,100 | 12,800 |
| 2カ月 | 102,700 | 51,300 | 96,700 | 48,300 | 70,300 | 35,200 | 61,700 | 30,800 | 51,300 | 25,700 |
| 3カ月 | 123,200 | 77,000 | 116,000 | 72,500 | 84,400 | 52,800 | 74,000 | 46,300 | 61,600 | 38,500 |
| 4カ月 | 143,700 | 102,700 | 135,300 | 96,700 | 98,500 | 70,300 | 86,300 | 61,700 | 71,900 | 51,300 |
| 5カ月 | 164,300 | 128,300 | 154,700 | 120,800 | 112,500 | 87,900 | 98,700 | 77,100 | 82,100 | 64,200 |
| 6カ月 | 184,800 | 154,000 | 174,000 | 145,000 | 126,600 | 105,500 | 111,000 | 92,500 | 92,400 | 77,000 |
| 7カ月 | 205,300 | 179,700 | 193,300 | 169,200 | 140,700 | 123,100 | 123,300 | 107,900 | 102,700 | 89,800 |
| 8カ月 | 225,900 | 205,300 | 212,700 | 193,300 | 154,700 | 140,700 | 135,700 | 123,300 | 112,900 | 102,700 |
| 9カ月 | 246,400 | 231,000 | 232,000 | 217,500 | 168,800 | 158,300 | 148,000 | 138,800 | 123,200 | 115,500 |
| 10カ月 | 266,900 | 256,700 | 251,300 | 241,700 | 182,900 | 175,800 | 160,300 | 154,200 | 133,500 | 128,300 |
| 11カ月 | 287,500 | 282,300 | 270,700 | 265,800 | 196,900 | 193,400 | 172,700 | 169,600 | 143,700 | 141,200 |
| 全 額 | 308,000 | 308,000 | 290,000 | 290,000 | 211,000 | 211,000 | 185,000 | 185,000 | 154,000 | 154,000 |

(3) 別表第1(1)の第3子以降に該当する補助対象世帯

単位：円

| 月数 | 別表第1(1)の に該当する補助対象世帯 | | 別表第1(1)の に該当する補助対象世帯 | | 別表第1(1)の に該当する補助対象世帯 | | 別表第1(1)の に該当する補助対象世帯 | | 別表第1(1)の に該当する補助対象世帯 | |
|----|----------------------|------|----------------------|------|----------------------|------|----------------------|------|----------------------|------|
| | 入園料有 | 入園料無 | 入園料有 | 入園料無 | 入園料有 | 入園料無 | 入園料有 | 入園料無 | 入園料有 | 入園料無 |

| | | | | | | | | | | |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 力月 | 82,100 | 25,700 | 82,100 | 25,700 | 82,100 | 25,700 | 82,100 | 25,700 | 82,100 | 25,700 |
| 2 力月 | 102,700 | 51,300 | 102,700 | 51,300 | 102,700 | 51,300 | 102,700 | 51,300 | 102,700 | 51,300 |
| 3 力月 | 123,200 | 77,000 | 123,200 | 77,000 | 123,200 | 77,000 | 123,200 | 77,000 | 123,200 | 77,000 |
| 4 力月 | 143,700 | 102,700 | 143,700 | 102,700 | 143,700 | 102,700 | 143,700 | 102,700 | 143,700 | 102,700 |
| 5 力月 | 164,300 | 128,300 | 164,300 | 128,300 | 164,300 | 128,300 | 164,300 | 128,300 | 164,300 | 128,300 |
| 6 力月 | 184,800 | 154,000 | 184,800 | 154,000 | 184,800 | 154,000 | 184,800 | 154,000 | 184,800 | 154,000 |
| 7 力月 | 205,300 | 179,700 | 205,300 | 179,700 | 205,300 | 179,700 | 205,300 | 179,700 | 205,300 | 179,700 |
| 8 力月 | 225,900 | 205,300 | 225,900 | 205,300 | 225,900 | 205,300 | 225,900 | 205,300 | 225,900 | 205,300 |
| 9 力月 | 246,400 | 231,000 | 246,400 | 231,000 | 246,400 | 231,000 | 246,400 | 231,000 | 246,400 | 231,000 |
| 1 0 力月 | 266,900 | 256,700 | 266,900 | 256,700 | 266,900 | 256,700 | 266,900 | 256,700 | 266,900 | 256,700 |
| 1 1 力月 | 287,500 | 282,300 | 287,500 | 282,300 | 287,500 | 282,300 | 287,500 | 282,300 | 287,500 | 282,300 |
| 全 額 | 308,000 | 308,000 | 308,000 | 308,000 | 308,000 | 308,000 | 308,000 | 308,000 | 308,000 | 308,000 |

4) 別表第 1 (2) の第 2 子に該当する補助対象世帯 単位：円

| 月数 | 別表第 1 (1) の に該当する補助対象世帯 | | 別表第 1 (1) の に該当する補助対象世帯 | | 別表第 1 (1) の に該当する補助対象世帯 | | 別表第 1 (1) の に該当する補助対象世帯 | | 別表第 1 (1) の に該当する補助対象世帯 | |
|--------|-------------------------|---------|-------------------------|---------|-------------------------|---------|-------------------------|---------|-------------------------|---------|
| | 入園料有 | 入園料無 | 入園料有 | 入園料無 | 入園料有 | 入園料無 | 入園料有 | 入園料無 | 入園料有 | 入園料無 |
| 1 力月 | 82,100 | 25,700 | 77,300 | 24,200 | 56,300 | 17,600 | 49,300 | 15,400 | 41,100 | 12,800 |
| 2 力月 | 102,700 | 51,300 | 96,700 | 48,300 | 70,300 | 35,200 | 61,700 | 30,800 | 51,300 | 25,700 |
| 3 力月 | 123,200 | 77,000 | 116,000 | 72,500 | 84,400 | 52,800 | 74,000 | 46,300 | 61,600 | 38,500 |
| 4 力月 | 143,700 | 102,700 | 135,300 | 96,700 | 98,500 | 70,300 | 86,300 | 61,700 | 71,900 | 51,300 |
| 5 力月 | 164,300 | 128,300 | 154,700 | 120,800 | 112,500 | 87,900 | 98,700 | 77,100 | 82,100 | 64,200 |
| 6 力月 | 184,800 | 154,000 | 174,000 | 145,000 | 126,600 | 105,500 | 111,000 | 92,500 | 92,400 | 77,000 |
| 7 力月 | 205,300 | 179,700 | 193,300 | 169,200 | 140,700 | 123,100 | 123,300 | 107,900 | 102,700 | 89,800 |
| 8 力月 | 225,900 | 205,300 | 212,700 | 193,300 | 154,700 | 140,700 | 135,700 | 123,300 | 112,900 | 102,700 |
| 9 力月 | 246,400 | 231,000 | 232,000 | 217,500 | 168,800 | 158,300 | 148,000 | 138,800 | 123,200 | 115,500 |
| 1 0 力月 | 266,900 | 256,700 | 251,300 | 241,700 | 182,900 | 175,800 | 160,300 | 154,200 | 133,500 | 128,300 |
| 1 1 力月 | 287,500 | 282,300 | 270,700 | 265,800 | 196,900 | 193,400 | 172,700 | 169,600 | 143,700 | 141,200 |
| 全 額 | 308,000 | 308,000 | 290,000 | 290,000 | 211,000 | 211,000 | 185,000 | 185,000 | 154,000 | 154,000 |

(5) 別表第 1 (2) の第 3 子以降に該当する補助対象世帯 単位：円

| 月数 | 別表第 1 (2) の に該当する補助対象世帯 | | 別表第 1 (2) の に該当する補助対象世帯 | | 別表第 1 (2) の に該当する補助対象世帯 | | 別表第 1 (2) の に該当する補助対象世帯 | | 別表第 1 (2) の に該当する補助対象世帯 | |
|----|-------------------------|------|-------------------------|------|-------------------------|------|-------------------------|------|-------------------------|------|
| | 入園料有 | 入園料無 | 入園料有 | 入園料無 | 入園料有 | 入園料無 | 入園料有 | 入園料無 | 入園料有 | 入園料無 |

(様式第1号)

| |
|----------|
| 兄弟・姉妹の番号 |
| |

| | | | | | | |
|------------|-------|--|--|----|--|--|
| 幼稚園 記入欄 | 幼稚園番号 | | | 歳児 | | |
| | | | | | | |

平成 年度保育料等減免に関する調書

| | | |
|--------|----------|-----------------------|
| 幼稚園記入 | 入園年月日 | 平成 年 月 日 |
| 幼稚園受付日 | 平成 年 月 日 | 平成 年度における入園料の有無 (有・無) |

保護者の方は太枠線内だけを記入してください。

保護者からの提出日 平成 年 月 日

| | |
|------|-----|
| 幼稚園名 | 幼稚園 |
|------|-----|

| | |
|---------------|----------------------------|
| フリガナ 園児の氏名 | 保護者住所 熊本市 電話番号 () - |
|---------------|----------------------------|

| | |
|--------------------|--------|
| 性別 (男・女) 平成 年 月 日生 | 保護者の氏名 |
|--------------------|--------|

園児の属する世帯の状況 住民票世帯全員・生計を一にする全員を記入してください。(4月1日現在)
(年度途中に入園及び市内へ転入された方は入園日又は転入日現在で記入してください。)

| 氏名 (上記の園児を除く) | 生年月日 (満年齢) | 園児から みた続柄 | 小学生の 兄(姉)の 学年 | 氏名 (上記の園児を除く) | 生年月日 (満年齢) | 園児から みた続柄 | 小学生の 兄(姉)の 学年 |
|------------------|-----------------------|--------------|---------------------|------------------|-----------------------|--------------|---------------------|
| | 明・大 年 月 日 昭・平 (歳) | | | | 明・大 年 月 日 昭・平 (歳) | | |
| | 明・大 年 月 日 昭・平 (歳) | | | | 明・大 年 月 日 昭・平 (歳) | | |
| | 明・大 年 月 日 昭・平 (歳) | | | | 明・大 年 月 日 昭・平 (歳) | | |
| | 明・大 年 月 日 昭・平 (歳) | | | | 明・大 年 月 日 昭・平 (歳) | | |

住所の異なる世帯員(単身赴任等)の住所等記入

| | | | | |
|---------------|----|------------------|----------------------|-----|
| 兄弟姉妹 (在園者) | 氏名 | 平成 年 月 日 (歳) | 続ら園 み児 柄たか | 幼稚園 |
| | 氏名 | 平成 年 月 日 (歳) | 続ら園 み児 柄たか | 幼稚園 |
| | 氏名 | 平成 年 月 日 (歳) | み園 た児 続か 柄ら | 幼稚園 |

在園する幼稚園設置者に対して、保育料等の減免を申請します。また記載した事項については、事実と相違ありません。
なお、私立幼稚園就園奨励費補助額算定のための市民税額及び住民基本台帳・生活保護情報の調査については、熊本市保育幼稚園課が行うことに異議ありません。

保護者(納税者)を代表する方の氏名 _____ ㊞

熊本市で課税されていない(平成 年1月1日に熊本市に居住していなかった、または保護者が熊本市以外で課税されている方)は添付書類(課税証明書等)が必要です。

上記の者は、当幼稚園の在園児であることを証明します。

熊本市長 様

幼稚園長
または
設置者名

代表者名 _____

幼稚園

印

平成 年 月 日

| | | | |
|-----------------------|-----|------|------|
| 記 熊 入 欄 市 | 第 子 | 均等割額 | 所得割額 |
| | | | |

備考

| |
|--|
| |
|--|

< 表2 >

第2子

| 区分 | 補助対象園児数(人) | | | | | 補助対象事業費(円) | | |
|----|------------|-----|-----|-----|---|------------|-----|---|
| | 満3歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 計 | 前期分 | 後期分 | 計 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | |

第3子

| 区分 | 補助対象園児数(人) | | | | | 補助対象事業費(円) | | |
|----|------------|-----|-----|-----|---|------------|-----|---|
| | 満3歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 計 | 前期分 | 後期分 | 計 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | |

<合計>

| 区分 | 補助対象園児数(人) | | | | | 補助対象事業費(円) | | |
|----|------------|-----|-----|-----|---|------------|-----|---|
| | 満3歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 計 | 前期分 | 後期分 | 計 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | |

補助対象園児数及び補助対象事業費には、途中入退園、転出、転入及び打ち切り交付の者を含む。
 詳細は別添「内訳書」参照

平成 年度熊本市私立幼稚園就園奨励費補助金交付決定通知書

熊本市指令第 号
年 月 日

様

熊本市長

補助金交付の決定について

年 月 日付けで交付申請のあった平成 年度熊本市私立幼稚園就園奨励費補助金については、熊本市補助金等交付規則第5条の規定により下記のとおり交付決定したので通知します。

記

- 補助金の交付の対象は、年 月 日付けで交付申請のあった「就園奨励事業」とし、その内容は申請書に添付された「事業計画書」のとおりとする。
- 補助対象額及び補助金額は、次のとおりとする。

| | |
|-------|---|
| 補助対象額 | 円 |
| 補助金額 | 円 |
- 補助事業者は熊本市補助金等交付規則及び平成 年度熊本市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に従わなければならない。
- 補助条件は、前3項に定めるもののほか、次のとおりとする。
 - 補助事業に要する予算を変更し、又は補助事業の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
 - 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
 - 補助事業は平成 年3月31日までに完了しなければならない。
補助事業が期間内に完了しないことが判明したとき、又は、補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告して、その指示を受けなければならない。
 - 補助事業終了(廃止の承認を受けたときを含む)後15日以内又は平成 年3月31日のいずれか早い期日までに交付要綱様式第9号による実績報告書を作成し、熊本市長に提出しなければならない。
 - 補助事業者は、保育料等の減免をしたことを明らかにした証拠書類(交付要綱様式第11号)を備えておかななければならない。
 - 補助対象経費については、その収支及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係書類とともに補助事業の完了した日又は廃止した日の属する年度の翌年度から5年間これを保管しなければならない。

様式第5号(第15条関係)

熊本市長(宛)

幼稚園住所 _____

幼稚園名 _____

(住所)
設置者(名称)
_____(代表者) _____ 印

平成 年度熊本市私立幼稚園就園奨励費補助金概算交付申請書

平成 年度熊本市私立幼稚園就園奨励費補助金を概算交付されるよう熊本市補助金等交付要綱第15条の規定により、下記のとおり申請します。

記

(円)

| | | | | | | | | | |
|----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 金額 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

申請の理由

平成 年度熊本市私立幼稚園就園奨励費補助金概算交付通知書

熊本市指令第 号
年 月 日

様

熊本市長

補助金の概算交付について

年 月 日付け熊本市指令第 号で通知した平成 年度熊本市私立幼稚園就園奨励費補助金については、熊本市補助金等交付要綱第15条の規定により下記のとおり概算交付する。

記

1 補助金概算交付額 円

交付の条件

補助事業等終了後、次に掲げる実績報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 平成 年度熊本市私立幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書
- (2) その他

様式第7号(第11条関係)

熊本市長(宛)

幼稚園住所 _____

幼稚園名 _____

(住所)
設置者(名称)
_____(代表者) _____ 印

平成 年度熊本市私立幼稚園就園奨励費補助金変更交付申請書

年 月 日付け熊本市指令第 号で補助金交付決定通知のあった平成25年度熊本市私立幼稚園就園奨励費補助金については下記のとおり変更交付されるよう熊本市補助金等交付要綱第11条の規定により、別紙事業計画書を添えて申請します。

記

(円)

| | | | | | | | | | |
|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 変更交付申請 | | | | | | | | | |
| 既交付決定額 | | | | | | | | | |
| 増(減)額 | | | | | | | | | |

変更理由

<表2>

第2子

| 区分 | 補助対象園児数(人) | | | | | 補助対象事業費(円) | | |
|----|------------|-----|-----|-----|---|------------|-----|---|
| | 満3歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 計 | 前期分 | 後期分 | 計 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | |

第3子

| 区分 | 補助対象園児数(人) | | | | | 補助対象事業費(円) | | |
|----|------------|-----|-----|-----|---|------------|-----|---|
| | 満3歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 計 | 前期分 | 後期分 | 計 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | |

<合計>

| 区分 | 補助対象園児数(人) | | | | | 補助対象事業費(円) | | |
|----|------------|-----|-----|-----|---|------------|-----|---|
| | 満3歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 計 | 前期分 | 後期分 | 計 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | |

補助対象園児数及び補助対象事業費には、途中入退園、転出、転入及び打ち切り交付の者を含む。
 詳細は別添「内訳書」参照

平成 年度熊本市私立幼稚園就園奨励費補助金交付確定通知書

熊本市指令第 号
年 月 日

幼稚園設置者 様

熊本市長

補助金等の交付について

年 月 日付け熊本市指令第 号で通知した平成 年度熊本市私立幼稚園就園奨励費補助金
については、熊本市補助金等交付規則第14条の規定により確定したので、下記のとおり通知します。

記

1 補助金 円

保育料等の減免について(確認書)

保護者氏名 _____

園児名 _____

記

| | 減 免 額 | 確 認 年 月 日 | 確 認 印 |
|-----|-------|-----------|-------|
| 前 期 | 円 | 年 月 日 | |
| 後 期 | 円 | 年 月 日 | |
| 合 計 | 円 | | |

上記のとおり減免を受けたことを確認します。

年 月 日

_____ 幼稚園様